

令和4年12月23日  
文 部 科 学 省  
スポーツ庁参事官（国際担当）

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を  
定める省令の一部を改正する省令に関する  
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令」について、令和4年10月27日から令和4年11月25日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いました。

その結果、御意見はございませんでした。

今後とも文部科学行政に御協力いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。